

## 福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成17年5月20日(金)午後1時30分から3時30分

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹A

3 出席者

- ・福島県環境影響評価審査会 7名
- ・福島県 5名
- ・傍聴者 34名

4 議 事

(株)雄企画から提出された「クリーンセンター二本松産業廃棄物最終処分場(管理型)設置事業に係る環境影響評価準備書」について、資料1～8に基づき事務局から説明を行った後、審議を行い、審査会としての意見(知事意見に盛り込む内容)をとりまとめた。各委員等の発言要旨は以下のとおり。

(議 長)事務局説明に対し意見をお願いしたい。

事業者見解を見ると、私どもの意見が事業者に十分理解されていない部分がある。

(事務局)関係者からの意見に対して、今回の事業者見解は、詳しい部分もあるが、素っ気ない部分が多いとの印象がある。きちんと回答されている部分は評価書に反映させるとともに、やや素っ気ない部分については、知事意見の趣旨を徹底させ、極力、評価書に反映させるよう事業者を指導していきたい。

(議 長)事業者見解がずれており、また、住民から環境影響を懸念する反対意見も多く、評価書までの道程は相当長いように思われる。評価書は知事意見を踏まえたものとなるのか。

(事務局)アセス制度は、手続きをオープンにして各方面の意見を事業者が反映させることにより、環境により良い事業とするためのものである。知事意見は、住民、地元自治体、審査会等の全ての意見を集約したものであるので、評価書に反映されることが望ましいことであるので、強く事業者に働きかけたい。

(委 員)知事意見案1-(2)番の「可能な限り」について、この言葉で良いのか。事業者は準備書において「経済的かつ合理的な設備設定」とした旨の記述をしている。しかし、環境の問題は、経済的、合理的で済む問題ではなくて、1972年の環境宣言が出されて以来、最新の技術で最善の方策を取るのが環境行政の一つであると思う。意見として「可能な限り回避・低減する」では弱いので、最善の技術を用いた回避・低減をしてほしいと思う。質問になるが、蒸発方式による処理については、一般化されているのか、実績はあるのかについて、事務局では把握しているか。

(事務局)資料3の1頁の事業者見解では、4自治体と民間1社において濃縮方式が採用されているということである。蒸発方式については県内に2つの処分場があるが、処理方式が異なっており、中間処理する廃棄物の焼却熱を利用して蒸発させる施設と重油や再生油を購入して蒸発させる施設がある。業者からは、経費がかかって大変であるとともに、焼却炉は数年の間にスケールの付着、腐食等が激しく、これに要するメンテナンス経費も大変であるとの話を聞いている。

- (委員) 蒸発がうまくいかずオーバーフローがあったとの情報はるか。
- (事務局) 処理しきれなくて溢れてしまったという話は聞いていない。先日、ある施設を見たところでは、浸出水処理水については2基の炉で1日数10トンの水を蒸発させているが、スクラバに吹き込んでいる炉ではかなりの白煙が出ており、気象によっては白煙がたなびく状況になると思われた。
- (委員) 先程、知事意見に追加してほしいと話した最新の技術というのは、本当にこの蒸発方式なのか、疑問に思っていたのでこういう質問をした。全国的に見て蒸発方式というのはどの程度のものなのか。
- (委員) 閉鎖性水域に排水するような場合には、水で出すより蒸気で出した方が良いということで採用している所が無くはない。しかし、心配されるように、燃料費とか、焼却炉が劣化しやすいとか、維持管理コストがかかるとか、さらにある程度年月が経ったら水として出さざるを得なくなることも無くはないと思うので、そのようなことがないように、ここでの意見を踏まえて、事業者にそうさせることが大切だろうと思う。決して蒸発方式が悪いわけではないが、コストがかかるし、今どきの省エネルギーの時代に合う処理方式なのかということもあり、問題ではないかと思う。
- (事務局) なお、当施設の水処理は、生物処理、凝集沈殿、砂濾過、活性炭吸着を行うものであるが、この処理方式で放流している処分場は数多くあり、最近では逆浸透膜法を加えて塩分等を除去している処分場もある。環境に対するインパクトは水だけで判断するものではなく、大気やその他も判断しなくてはならないので、こうした意味で蒸発させることが本当に良いのかどうかについては、評価が難しいのではないかと思う。
- (委員) 蒸発残渣のリサイクルはどの程度できるのか。
- (事務局) 事業者から回答のあった資料である福岡大学の樋口教授の論文によれば、現時点ではリサイクルの用途は立っていないとされている。当事業の実施時期は不明であるが、仮に数年後の時点でも果たしてリサイクルが可能なのかは不安な部分である。残渣物は不純物の多い塩なので、それを精製するコストを考えれば再利用の道があるのか疑問である。環境負荷を低減させるために、コストを度外視してこうしたものもリサイクルに回さなければならないという社会情勢になれば、それはありうるかもしれないが、通常のエconomic原則の中でなかなか無いと思う。
- (委員) リサイクルが経済的、技術的に難しいのであれば、埋め立てざるを得ないと思うが、結局、残渣は水に溶けやすいので、これをまた埋めることは何のために蒸発させているのか分からなくなり、環境影響を考えるとこれで良いのかという問題がある。私は蒸発は良い方法ではないと思うので、蒸発させるための灯油にかかる経費を、高性能のプラントを造るなどの方法に使い、下流に流す努力をしたほうが良いのではないかと思う。
- (事務局) 知事意見案8-(2)番では、リサイクルの現状を踏まえて処理方式を検討すること、保管する場合にはその影響について評価するよう意見しているが、さらに、処分する際に再溶出ししない等の配慮についての項目を加えたほうがよいのかについて、ご指導願いたい。
- (委員) 水処理のプロセスから考えれば、有害物質を含まない無機塩類である。もちろ

ん、無いにこしたことはないが、量もそんなに多く無いので、それが生態系、水環境に影響するのかを評価するのは難しいと思う。

これまでいろいろな事例を見ているが、これほど多くの知事意見が出ているアセスは初めてである。こうした問題は、本来であればアセスに入る前に解決しておかなければならないことがたくさん入っていることにある。例えば、この地域は立地場所としてどうなのかとか、この地域に産業廃棄物処分場が必要なのかなど、知事意見の中には計画段階のものが多く盛り込まれている。この審査会は、環境影響評価の手続きを審査するものである。回避・低減・代替をきちんと検討させて、最終的には代替ではなくて、せいぜい低減させる環境保全措置が取れるかどうかを審査する委員会である。計画アセスの段階と環境アセスの段階の2つが混ざっているので、これらの議論が難しくなっている。審査会は、環境影響評価の手続きの話として進めなければならないのではないかとの印象を持った。もし、今後もこのようなことがあるのであれば、福島県は多分このようなことが多いとも思うので、計画アセスを一度行って、計画アセスで経済的な問題、社会的な問題について総合的に判断してから、環境アセスとすべきもので、それを抜きにしているのだからこういうことになってしまっている。今後はこういう段取りを踏まないと、県も、住民も、事業者も大変になると思う。住民の皆さんも、やっと準備書になって初めて事業内容を知ったという意見がたくさんある。住民が不安感、心配、懸念という意見をたくさん持っており、リスクコミュニケーションが非常に不十分ではないかとの印象が強い。まずは、リスクコミュニケーションを十分やっていただく必要があり、その上で、アセスの話に持ち込まないといけないうのかなと思う。特に、地下水の問題は事後調査をやるようにと意見も出ているが、試験井をどの地点とするか、測定項目は何にするか、どうやって公表するかなど、住民が特に懸念しているところについて、より具体的に示してもらってコミュニケーションしないと、住民の皆さんには安心して頂けないのではないかと思う。さらに、住民が評価書を見てもう一度不安を持った場合に、評価書の審査は手続きとして無いので、このことを十分踏まえて進めなければならない。

(事務局) こうした事業を進める際に、例えば基本構想、基本計画、実施計画という3段階に分けるとすれば、方法書に入るときは基本構想といえる。住民の方々は、方法書段階では規模が分かる程度でしかなく、どんな処分場ができるのかイメージが分からない。準備書ができたときにやっと基本計画が明らかになるので、計画が具体的に書かれるようになり、“こういうものができるのか、でもここについては不安だな”ということになるので、いろいろな意見が出てきて、知事意見の総括的事項として10数項目と多く書かざるを得ないことになる。評価書になると実施計画に近いイメージが出てくるので、より詳細に分かるようになる。県の手続きとして問題を抱えている部分もあると考えており、前回の審査会でも宿題を頂いているので、事務局として内々に検討を進めているところである。また、評価書に対して意見が言えない制度となっていることについては、全国的には半数程度は本県のような制度となっているが、3分の1程度では何らかの形で知事意見を述べることができる制度となっている。こうした状況も参考に検討を進めている。

(議長) 前回の案件でもそうであったが、制度の問題は、もう少し合理的にならないのかとの印象がある。今回の案件についても、評価書に対する意見は言えないので、準備書に対する意見がこのように膨大になってしまっている。

なお、先程、話が出た知事意見案 1 - (2) 番については、もう少し具体的に意見を述べるべきか意見を頂きたい。

(委員) 「可能な限り」としてしまうと、事業者によっては、これで可能な限りですと言われて終わりということも考えられる。いろいろな見地から見て最善の技術とは何なのかというとき、地球環境の問題、二酸化炭素の問題、地下水の問題とかを総合的に考えたときに、果たして蒸発処理で良いのかどうかということもあるので、この点からも最善の技術を用いて欲しいと思う。その意味で、回避・低減というものをこのようにしましたという意味表示をしていただきたい。「可能な」とは誰が可能なのかということを確認するためにも、“最善の技術を用いて可能な限り”としたほうが良いのではないかと。

(委員) この文章から「可能な限り」を削除してはどうか。そうすれば、ずばり回避・低減となる。

(委員) 知事意見案 1 - (2) 番の内容は、水源なので処分場の立地は具合が悪いという意味であると思われる。同じ水質の問題であるが、1 - (5) 番の浸出水に対して可能な限りの最高の技術を採用しろというのなら分かるが、1 - (2) 番において可能な限り回避・低減した内容を示すとなると、最高の防水シートを使用しておりますのでこれ以上はありませんという回答になる。1 - (2) 番では、地下水への漏水があった場合に、水源より処分場が上流にあるということが問題なのであって、1 - (2) 番と 1 - (5) 番は同じ水質のことで、漏水と浸出水ということで考え方が違うのではないかと。

(委員) そうすると、1 - (2) 番は回避だけにすべきであり、低減はありえない。よって、“可能な限り”と“低減”を削除して、“回避した内容を具体的に”とすれば明快になるのではないかと。

(事務局) 1 - (2) 番については、「回避した内容を具体的に示すこと」とする方向で修正し、後日会長に確認して頂きたい。

(議長) 先程から議論されているが、どのような方式が良いのかについては、我々が考えるのではなく、事業者が考えることではないのか。

(事務局) 基本的には、事業者に考えていただくことである。

(委員) 環境影響が低減されていないというのであれば、我々が手伝えれば良いのであるが、低減されているのであれば、それが高かろうが低かろうが、それで仕方がない部分もある。我々が別の方法がベストな技術であるという指摘はできないと思う。仮に言ってもかまわないが、それは審査会の守備範囲ではないと思う。我々は環境影響が回避・低減されているかどうかを審査することが仕事である。

(事務局) 先程、今後の手続きについて話が出たが、仮に評価書が公告、縦覧された後については、県の産業廃棄物指導要綱に従って事前協議を行って、廃棄物処理法の許可申請となり、市町村の意見を聴くとともに、技術審査会において判断がなされることになる。

(議長) ただし、技術審査会の審査事項が、住民の皆さんが心配している事項そのもの

ではない。そうすると、それは環境影響評価としてやらなくてはならない。全て技術審査会に持って行けば良いということではない。

(事務局) 環境影響評価条例は手続き条例ということの限界はあるが、今回46項目に及ぶ知事意見、特に総括的事項についてこれだけの数の意見を述べているのは、評価書においてもう少し事業内容を明確にしておかないと、住民の方々の心配が増幅する懸念があるためである。我々が知事意見を踏まえて指導する際には、事業者にもそこまで明らかにして頂くことを期待して指導するしかないと考えている。

(委員) 事後調査については知事意見案10番で述べているが、ここはもう少し具体的にできないのか。大気や水質の意見においては、悪臭や地下水を事後調査項目に入れるよう個別に述べている部分はあるが、この10番において、事後調査項目について具体的な項目を注文することはできないのか。準備書では、騒音、振動、動物しか事後調査項目としていないので、全体的なこれまでの経緯からすれば、やはり水関係ははっきりと絶対に事後調査項目に入れて頂きたい。

(事務局) 事後調査と監視計画と2つあり、水質については、監視計画として準備書に記載されている項目以外についても検討するよう意見しているが、確かに具体的にどの項目を追加せよという指示はしていない。

(委員) 監視計画はいつまで行われるのか。事後調査と監視は、取り扱いの上でどのように違うのか。

(事務局) 監視計画は操業開始に始まり埋立完了後も続く。事後調査は、予測・評価の結果に不確実な部分がある場合に、追跡調査を行って必要な環境保全措置を講じるために行われるもので、事業者がその必要性を判断して事後調査計画として位置づけることになる。この場合、事業者は条例に基づき県へ報告する義務が生じる。監視計画は、廃棄物処理法や県環境保全条例等に基づいて、規制対象項目について自主的に測定を行うものという違いがある。操業後ある期間経過した時点では、個別法による指導のほうが行政として効果的であるので、こうした項目については、あえて事後調査計画に追加することはないのではないかと考えている。よって、知事意見案の1番から9番を踏まえて事業内容の見直し等を行った場合等に、その予測・評価の結果を踏まえて、通常的环境監視で対応できるものなのか、不確実性の点から事後調査とするのかについて、事業者に判断してもらうことになるので、そのことを知事意見案10番において、事業による影響を適切に把握できる調査内容とするよう述べているものである。なお、工事中の水の濁り等、具体的な項目が必要と思われるのであれば、個別の意見において事後調査項目として追加することを検討したい。

(委員) 地形及び地質に関して追加して頂きたい事項がある。埋立地は、更地でもなく、単なる水面の埋立とも違って、埋立層の中に設備が入った厚さ50m、100m四方の、いわば、大きな構築物、建築物に近いものである。そうすると、地震があった場合に、事業地に載っている埋立層がどのように反応をするのか評価して頂きたい。建物であれば鉄筋やコンクリート等のしっかりした構造があるので地震等への耐性があるが、埋立地の場合は特に無く、ある意味で軟弱な地盤からなる50mの埋立層であり、そこには新しい法面もできるので、災害に対して、埋立層の累積している構築物、これは人工地形とも言えるが、これがどう反応する

のかを評価して頂きたい。これは、地形及び地質の項目とも違うので、総括的事項として1 - ( 8 ) 番において、部分的な荷重のことに加え、全体的なこととして、大きな埋立層自体が自然の刺激に対してどのような反応を示すのかについて評価をお願いしたい。

(事務局) 埋立物の種類によって密度や比重が違うことに加え、地中では好気、嫌気の分解が進んでいつ圧密が起こるかという問題もある。これについては、処分場の中でどうなのか、どのように埋め立てることによって影響をどう回避するのかということもあると思われるので、予測・評価をして頂くよう1 - ( 8 ) 番に意見を追加することで修正案を作成し、後日相談することとしたい。

(議長) 埋め立てた廃棄物の安定性ということになるか。

(事務局) 不等沈下等が起きて埋立地内部に圧力がかかることにより提体に影響がないとか、遮水シートに影響がないかということも含むと思われる。事業をどうするか的前提ができれば、それで予測・評価もできると思うので、事業者とも相談しながら評価書に記載できるよう指導したい。

(委員) 先程の事後調査の件については、別の法体系においてモニタリングはなされるので、そこでカバーしきれない項目があるならば、環境影響評価において追加して頂きたいということではないか。

(事務局) 知事意見案の10番については、そのような修正案を作成し、後日相談することとしたい。

ここまでの修正箇所について確認したい。1 - ( 2 ) 番については「回避した内容を具体的に示すこと」と修正する。1 - ( 8 ) 番については、委員から意見のあった内容(地震等による埋立地自体の影響について評価すること)を追加すること。10番については、委員から意見のあった内容(水質項目の事後調査に関して、関係法令のモニタリング項目でカバーされない項目の追加について検討すること)を追加すること。以上の3点でよろしいか。

(議長) 事後調査については、3番の水環境に加えるのか、それとも10番の事後調査等に加えるのか。

(事務局) 修正の内容によって、どちらに加えるか検討し、相談したい。

(委員) 質問となるが、周辺の水田の農業用水は別に確保されているのか。知事意見案3 - ( 8 ) 番において地下水の水位について涵養面積の減少について定量的に示すよう述べているが、これが大幅に減ることであれば、農業に対する影響が懸念される。

(事務局) 準備書の3 - 42頁に、下流の取水位置が示されている。

(委員) 処分場予定地の下流には谷津田が広がっているが、下流の用水から供給される以外にも、山からの染み出し水が水田に入っていると思われる。生態系への影響については、知事意見案の5 - ( 1 ) 番でオオタカ等の希少猛禽類について触れているが、この地域では、オオタカ他、サシバも営巣していて、極めて良好な谷津田を中心とした里山環境となっている。地下水位が低下することによって、両生類の越冬環境が悪くなり、猛禽類の生息に悪影響を与えることが考えられる。ここまで踏み込んだ形での影響、評価については、知事意見案に入りきれていないが、どこまで踏み込んで述べるのかお聞きしたい。

- (事務局) 知事意見案 3 - (6) 番の河川流量の変化については、この周辺の水田は、事業予定地から現在出ている水も利用しているので、改変されれば水が少なくなるなど何らかの影響があると思われるが、全部が事業地から出てくる水ということではなく、ある水田はこの水を使っているが、道路の反対側では別の山からの水を使っているようなことがあると思われる。それに応じた形できちんと評価する必要があるので、3 - (6) 番の意見としており、その中では両生類やホトケドジョウへの影響についても評価するような形にしている。ここでは、サシバ等の生態系まで考えた意見にはなっていないが、餌となる両生類に対する影響について評価するようにはなっている。
- (議長) 河川流量については、かなり下流の地点では評価しているが、事業地に近い地点については評価していない。その理由は、事業者の専用排水路だからとしているように受け取れるが、専用ではないと思われる。
- (事務局) 事業地に近い地点では評価されていないので、知事意見に盛り込んだところであるが、委員が意見された、範囲が広がってきて全体として見たときにはどうなのか、生態系の立場での意見とはなっていない。あくまで、近い地点における両生類、ホトケドジョウに対する意見となっている。猛禽類については、知事意見案 5 - (1) 番において、オオタカの営巣場所が事業予定地に近いので、主にこのオオタカについて述べているが、この地域全体についてとなると、この事業の環境影響評価では収まりきれなくなるので、そこまでは考慮していない。あくまでもこの処分場に関する環境影響評価という形で、あまり拡散しないようきちんと述べている部分である。
- (委員) 周辺において、山からの絞り水が出ている場所は把握されているのか。
- (事務局) そこまでは調査されていない。河川流量は把握しているが、それがどこからどのくらい出ているかについては、流域面積でしかつかんでいない。染み出し地点とか、湧き水地点とか具体的な地点はわからない。
- (委員) それを事業者に調査させることはどうなのか。
- (事務局) ちょっと厳しすぎる。この処分場が谷津田全体に影響を及ぼす上流に位置しているというのであればそこまで求める根拠もあるが、処分場ができる場所は、幾つかある沢の内の一つでしかないので、その他の沢について流量を把握して、影響はどの程度なのかということを経営者に求めるのは難しい。
- (議長) 他に意見がないようであるので、事務局から示された案に、先程の 3 点の修正を加えたものを、審査会の意見としてよろしいか。
- (各委員) 異議なし。
- (議長) それでは、ただ今の議論の内容を踏まえて、環境影響評価準備書に対する知事意見を取りまとめられるよう事務局に願います。
- (議長) その他あるか。
- (各委員、事務局) なし。
- (議長) それでは以上で本日の議事を終了する。

以上